



質問

地震で、各住戸のバルコニーに設置されている給湯器のボルトが緩んだため、管理組合の負担で補修してほしいとの要望がありました。

(相談概要)

各住戸のバルコニーの壁に給湯器(専有部分)が設置されていますが、地震でそのボルトが緩んだため、管理組合の負担で補修してほしいとの要望がありました。どのように考えたらよいですか。



回答

ボルトは給湯器の付属部品であり、給湯器が専有部分であることからこのボルトの補修もその給湯器を所有する区分所有者の負担になります。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。